

第 5 回福崎町自治基本条例検討委員会 決定事項

1 日 時

平成 25 年 4 月 10 日（水） 10 時 00 分～11 時 50 分

2 場 所

福崎町役場 2 階 大会議室

3 検討手順

前回の検討委員会やパブリックコメント等から頂いた意見を踏まえて修正した資料 2「福崎町自治基本条例（素案）」を中心に事務局から説明を行い、各委員から意見を頂いた。

4 検討結果

・概ね資料に掲載されている事務局案が了承され、委員から頂いた次の要望事項等について、事務局において検討の上、対応することとなった。

5 要望事項等

- (1) 参考 2 の 6 番の町の考え方の中で、地方自治法第 10 条第 1 項の「住民」の解釈において、「国籍を問わないと解釈されています。」とあるが、第 11～13 条では「日本国民たる住民は…」とあるので、「国籍を問わない」はおかしいと思う。
- (2) 資料 1 (3) の「障害」の「害」について、「「がい」とひらがなにしては」と前回にも意見があったが、それを尊重していただきたい。
- (3) 資料 2 第 14 条(危機管理)の説明書きの例示に、「自衛隊」を入れてはどうか。
- (4) 第 9 条第 3 項に「政策等」とあり、第 12 条説明中の下から 2 行目の「政策」、第 20 条説明中の「政策等とは、政策、施策、事務事業」とあるが、言葉を整理した方がいいのではないか。